

班会議住民各位

平成27年6月12日

防犯・防災部/防犯防災委員会からのお願い

5月30日午後8時25分頃発生した、小笠原諸島西方沖を震源とする地震では、A棟の6台のエレベーターが停止しました。関係居住者の方々は、大変ご心配されたものと推察致します。これ以上の被害は無かった様なので、ほっと胸をなで下ろしているところです。

理事会では、地震などの不慮の災害に備え、自主防災組織を整備しています。いざという時に備え様々な準備と皆様との防災訓練、外部機関の情報収集に努めていますが、最近の地震や箱根の噴火や口の永良部島の火山噴火などから推察すると、大きな地震が発生するかもしれないとの予感を感じます。そこで、理事会、防犯・防災部から、居住者の皆様にいくつかのお願いがありますので、班会議で話し合いを実施していただきたく、ご案内します。

自主防災組織は、班単位で構成されています（別紙ー1、自主防災組織図を参照）。各班から理事1名・階段連絡委員2名が選出され、防犯防災部などの担当部署を定めています。このほかに、防災リーダーや防犯指導員などの役割を持つ方々を含め構成されます。日常は、昼間の常識的な時間帯に、そして計画的に業務を進める事ができますが、いざ地震発生と言った時は、必ずしも十分な力を発揮できるとは限りません。

地震や水害などの災害は、何時発生するか予測が付きません。発生する時も、朝・日中・夜間、季節や天候状態も様々です。また、住民の方々も自主防災組織を構成するメンバーも、必ずしも在宅しているとは限りません。理事会や自主防災組織を構成するメンバーも一住民です。たとえ在宅していても何らかの被災を被り、防災組織になかなか加われない事も予想できます。

従って、この自主防災組織が本格的に機能するまでには、どうしてもある程度の時間を要します。状況によってはその時間も大きくばらつきます。更に、規模の大きな地震などの災害が発生すると、電気・ガス・水道のみならず、鉄道や道路などが広範囲にダメージを受ける事が予想できます。そのため、松戸市などからの公的支援が届くには、それなりの時間がかかると考えておく必要があります。以上の事をご理解いただき、防災について班会議の皆様で話し合ってください。

1、大きな地震が起きたらー自分を守る「自助」とご近所・地域の助け合い「共助」ー

①自助

防災の基本は『自らの身の安全は自らが守る』と言うのが鉄則です。いざ地震が発生した時、まず自分自身の無事を確認します、次ぎに家族一人一人に怪我が無いかなど・無事を確認します。そして、家の中を見回して家具や、電気・ガス・水道に異常が無いか、火の始末はできたかなど、一家の安否確認と安全を確認します。

②ミニティ五番街の防災組織

五番街は808戸と大きな規模の団地で、様々な事情を抱えた多数の方々の集合体です。従ってミニティ五番街の防災組織は、班単位をベースにしてできています。理事や階段連絡委員と班内の情

報の共有を図り、コミュニティ五番街の防災組織の活動を円滑に進めます。情報の混乱を避け、見落としを避けるためにも、班単位の安否確認や要救助・要支援者などの情報を、棟単位で防災リーダー・棟担当理事を通じて防災本部事務局（情報連絡部）に伝え、防災組織全体の情報の共有を図ります。

（別紙－1 自主防災組織図参照）

②自助から共助へ

大きな揺れが一段落したら、隣近所・階段の上下の安否確認を実施、すなわち班単位の安否確認と共助を行います。共助へ移行する時、コミュニティ五番街の高齢化が懸念されます。班内で、自助を基本としますが、その自助がままならない方がおられる場合、隣近所の助け合い、班の方々の助け合いや見守りが大切です。

また、松戸市では今年度より「避難行動要支援者避難支援制度」に基づき、避難行動要支援者登録名簿を作成しました。理事会では松戸市から『避難行動要支援者登録名簿』（21名）を入手しました。前回の住民台帳に要支援・見守りを希望された方々も含め、ご本人の了解を得てから、班単位の公開する予定ですので、班会議で話し合い、ご周知下さい。

④班単位の共助

いざという時、理事や・階段連絡委員が不在の事も考えられます。棟担当の防災リーダーや棟担当理事も同様です。そんなときには、班内で在宅の方々が、それぞれ自発的に、安否確認や要支援者の情報を集め、災害対策本部との情報連絡を速やかに行えるよう話し合ってください。

特に、家具が倒れその下に居住者が挟まれている、扉やドアが開かず、部屋や居室内に閉じ込められた、などの急を要する情報は、可及的速やかに災害対策本部に伝えていただきたい。情報によって、災害対策本部で対応する事、救急車や消防などへの連絡、エレベーターや電気・ガス・水道など公的機関との連携、市役所との連携を図ります。

2、急性期を過ぎても一五番街の中での避難生活ー「自助」とご近所・地域の助け合い「共助」ー

急性期を過ぎ、場合によっては公的支援が届くまでの避難生活を余儀なくされる事も考えます。場合によっては、一次避難場所として、A棟集会所・C棟和室・D棟集会所への避難。或いは、西小学校への避難も考えなければなりません。避難生活が長引く場合に、市役所などからの支援物資調達・受入・配付や、介護や医療支援等といった多くの場面で、大勢のパワーが必要となります。自主防災組織を中心に住民の皆様の力を結集し、班単位での行動、団体・クラブサークルの皆様の協力によって、五番街の中で安全・安心な避難生活を維持していきます。避難生活が長引くようになれば、分担して行う仕事も交代制を考えなければなりません。（別紙－1 自主防災組織図参照）

このような『自助』『共助』に付いて、班内の皆様で話し合ってください。

3、家の中の防災対策

次ぎに、いざと言う時に家の中がメチャメチャにならないように、タンスや食器棚などの家具、テレビやパソコン、電子レンジなどの電化製品など、大きな地震の時に倒れたり落下しないように固定する方法を紹介しますので、班内でどうされているか話し合ってください。（別紙－2 参考リスト）

4、避難生活の準備

理事会では、ある程度の防災器具、照明器具、発電機などを準備しています。また、非常用飲料水や非常用食料などをある程度備蓄しています。しかしながら水や食料を備蓄できる数量には、収納場所の制約、費用的な制約、保存期間の制約などにより、限りがあります。とても住民の皆様が3日から7日生き延びる量は備蓄できません。

従って、皆様には是非とも、『自助』の観点から、水や非常食の備蓄をお願いします。

- 1) いざという時、急いで自分の家から避難しなければならなくなった時に、非常持ち出しの用意。(別紙-3 参考リスト)
- 2) ご自宅で避難生活を過ごす上で必要な、飲料水、備蓄食料、カセットコンロとカセットボンベの備蓄、傷薬や救急医薬品、持病の薬など、家族構成によって必要となる様々な物を用意しておきましょう。備蓄の量は、最低3日～7日分×家族の構成人数分の備蓄をお考え下さい。(別紙-4 備蓄品参考リスト)
- 3) 備蓄を上手に続けるには
水や保存食料には、2年～5年などと消費期限があります。従って、消費期限が迫っている物から使っていくわけですが、たとえば月に1度防災の日を決めて備蓄食料を食べる、食べた分を補充する。このような方法で、備蓄を上手に続けられます。

コミュニティ五番街・理事会 防犯防災委員会／防犯・防災部